平成２９年２月１０日・１３日開催 第２回介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会資料の訂正について

平成２９年２月１０日・１３日に開催しました説明会の資料中、内容に一部誤りがありましたので、次の下線部のとおり訂正をさせていただきます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資料名 | 頁番号 | 訂　正　前 | 訂　正　後 |
| 資料１第２回介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料 | Ｐ１４ | ・平成２９年４月１日以降に介護予防訪問（通所）介護相当の事業者として、館山市の指定を受けた事業者（サービス種類コード・Ａ２、Ａ６）→ 各事業所所在地に応じた地域単価となります。 | ・平成２９年４月１日以降に介護予防訪問（通所）介護相当の事業者として、館山市の指定を受けた事業者（サービス種類コード・Ａ２、Ａ６）→ 市町村所在地に応じた地域単価として、１０円となります。（館山市＝その他） |
| 資料３単位数サービスコード表 | Ｐ５ | ＡＦ　2111　介護予防ケアマネジメント　ＡＦ　4001　介護予防ケア初回加算ＡＦ　6131　介護予防ケア小規模多機能連携加算 | 市ホームページ掲載の「館山市総合事業費単位数サービスコード表の最終頁（５頁）を参照してください。 |
| 資料４介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴う定款等の変更について（通知） |  | 訪問介護型サービス利用契約書（ひな型）第６条　（略）２　乙は、甲に対する訪問介護型サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から５年間保存します。３　（略） | 訪問介護型サービス利用契約書（ひな型）第６条　（略）２　乙は、甲に対する訪問介護型サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から２年間保存します。３　（略） |
|  | 通所介護型サービス利用契約書（ひな型）第６条　（略）２　乙は、甲に対する通所介護型サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から５年間保存します。３　（略） | 通所介護型サービス利用契約書（ひな型）第６条　（略）２　乙は、甲に対する通所介護型サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から２年間保存します。３　（略） |